

島根県環境保全型農業直接支払交付金等交付要綱

平成23年4月1日農畜第109号
平成24年4月6日一部改正
平成25年5月16日一部改正
平成27年4月10日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正
平成30年4月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和3年4月13日一部改正
令和4年4月11日一部改正
令和5年4月12日一部改正

(趣旨)

第1条 県が交付する環境保全型農業直接支払交付金及び日本型直接支払推進交付金（環境保全型農業直接支払交付金）（以下「交付金」という。）については、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和5年4月1日付け4農産第5298号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金交付等要綱」という。）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和5年4月1日付け4農振第2652号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金交付等要綱」という。）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 規則第3条による交付金の名称、目的、交付の対象である事業の内容及びその交付の率は、別表のとおりとし、予算の範囲内において市町村に交付するものとする。

2 事業にかかる実施要件は、交付金交付等要綱及び「環境保全型農業直接支払交付金実施要領」（令和5年4月1日4農産第5299号農林水産省生産局長通知。以下「交付金実施要領」という。）並びに推進交付金交付等要綱及び「日本型直接支払推進交付金実施要領」（令和5年4月1日付け4農産第5132号農林水産省生産局長通知及び令和5年4月1日付け4農振第2669号農林水産省農村振興局長通知。）によるほか、農林水産省生産局長通知による実施要領の運用等の規定によるものとする。

(流用の禁止)

第3条 別表の事業の欄に掲げる事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

(交付の申請)

第4条 規則第4条による交付金の交付を申請しようとする者が知事へ提出する申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、提出期限は、知事が毎年度別に定めるものとする。

(交付決定前着手届)

第4条の2 規則第5条による交付決定前にやむを得ず事業に着手しようとする場合には、別記様式第1号の2による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

(変更承認申請)

第5条 規則第9条による知事の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号による変更承認申請書を知事に速やかに提出しなければならない。ただし、別表に定める軽微な変更については、この限りではない。

(概算払請求)

第6条 概算払いにより交付金の交付を受けようとするときは、別記様式第3号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第7条 市町村長は、交付金の交付の決定に係る年度の第3四半期の末日現在の事業の遂行状況を別記様式第4号の事業遂行状況報告書により、当該四半期の最終月の翌月の20日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第10条により知事に提出する実績報告書は、別記様式第5号のとおりとする。

2 前項の実績報告書は、対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は規則第5条の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(帳簿及び証拠書類)

第9条 市町村長は、交付事業の内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(交付金調書)

第10条 市町村長は、交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第6号による交付金調書を作成しておかななければならない。

(附則)

1 本要綱は平成23年4月1日から施行し、平成23年度交付金等より適用する。

(附則)

1 本要綱は平成24年4月6日から施行し、平成24年度交付金等より適用する。

(附則)

- 1 本要綱は平成25年5月16日から施行し、平成25年度交付金より適用する。
- 2 平成25年度においては、交付決定の日にかかわらず、当該年度に発生した経費について、助成するものとする。

(附則)

- 1 本要綱は平成27年4月10日から施行し、平成27年度交付金より適用する。

(附則)

- 1 本要綱は平成28年4月1日から施行し、平成28年度交付金より適用する。

(附則)

- 1 本要綱は平成29年4月1日から施行し、平成29年度交付金より適用する。

(附則)

- 1 本要綱は平成30年4月1日から施行し、平成30年度交付金より適用する。

(附則)

- 1 本要綱は令和2年4月1日から施行し、令和2年度交付金より適用する。

(附則)

- 1 本要綱は令和3年4月13日から施行し、令和3年度交付金より適用する。

(附則)

- 1 本要綱は令和4年4月11日から施行し、令和4年度交付金より適用する。

(附則)

- 1 本要綱は令和5年4月12日から施行し、令和5年度交付金より適用する。

別表（第2条関係）

事業	目的	交付金の 交付先	経費の内容	交付率等	軽微な変更	
					経費配分 の変更	事業内容 の変更
					次に掲げる変更以外の変 更	
1 環境保全 型農業直接 支払交付金	地球温暖化防止 や生物多様性保全 等に効果の高い営 農活動に取り組む 活動に対して、当該 活動の実施に伴う 追加的コストを支 援し、農業分野の有 する環境保全機能 を一層発揮させる。	市町村	交付金交付等要綱 別紙第1により市 町村が対象農業者 団体等に対して環 境保全型農業直接 支払交付金を交付 するために要する 経費	市町村事 業費の3/4 以内		1 交付金 の増 2 交付金 の30%を 超える減
2 日本型直 接支払推進 交付金 (環境保全 型農業直接 支払交付金)	市町村が行う環 境保全型農業直接 支払交付金にかか る交付金交付や、活 動の履行確認等の 適正かつ円滑な実 施を促進する。	市町村	推進交付金交付 等要綱別紙3の第 2の規定に基づい て市町村が行う事 業に要する経費	定額		1 交付金 の増 2 交付 金30%を 超える減

別記様式第1号（第4条関係）

年度島根県環境保全型農業直接支払交付金等交付申請書

番 号
年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名

年度において別紙のとおり事業を実施したいので、島根県環境保全型農業直接支払交付金等交付要綱第4条に基づき、金 円の交付を申請します。

※添付書類

- ・別紙様式1
- ・その他知事が必要と認めた書類

注：日本型直接支払推進交付金（環境保全型農業直接支払交付金）の申請をする場合は、推進交付金実施要領第3の3の規定に基づく市町村推進事業実施計画を予め提出（又は添付）すること。

別紙様式 1

1. 事業の目的

2. 事業計画（又は実績）及びその内容

(1) 環境保全型農業直接支払交付金

取組（又は実施）件数		(単位: a, 円)		
対象取組	取組面積	事業費	うち交付金	うち市町村費
			堆肥の施用	
カバークロップ				
リビングマルチ（小麦、大麦、イタリアンライグラス以外）				
リビングマルチ（小麦、大麦、イタリアンライグラス）				
草生栽培				
不耕起播種				
長期中干し				
秋耕				
有機農業（加算あり、雑穀等以外）				
有機農業（加算なし、雑穀等以外）				
有機農業（雑穀等）				
冬期湛水管理（有機質肥料施用、畦補強等実施）				
冬期湛水管理（有機質肥料施用、畦補強等未実施）				
冬期湛水管理（有機質肥料未施用、畦補強等実施）				
冬期湛水管理				
江の設置（作溝実施）				
江の設置（作溝未実施）				
合 計				

対象取組	取組面積	事業費		
		うち交付金	うち市町村費	
拡大取組加算				

(2) 日本型直接支払推進交付金（環境保全型農業直接支払交付金）

区分		備考
1. 促進計画の策定	(策定期間)	
2. 推進・指導	(活動内容)	
3. 確認事務	(確認時期及び確認件数)	
4. その他の推進事務	(活動内容)	

3. 経費の配分

区 分	事業に要する経費 (又は要した経費)	負担区分	
		交 付 金	市町村費
1. 環境保全型農業直接支払交付金			
2. 日本型直接支払推進交付金 (環境保全型農業直接支払交付金)			
(1) 促進計画策定事務に要する (又は要した) 経費			
(2) 確認事務に要する (又は要した) 経費			
(3) その他対策の必要な確認事務 に要する (又は要した) 経費			
合 計			

4. 事業完了予定 (又は事業完了) 年月日

年 月 日

別記様式第1号の2

番 号
年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名

令和 年度島根県日本型直接支払推進交付金（環境保全型農業直接支払交付金）
交付決定前着手届

標記推進交付金について、下記のとおり交付決定前に事業着手したいので、届け出ます。

記

推進事業実施 計画書提出日	推進事業費 (千円)	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日
令和 年 月 日		令和 年 月 日	令和 年 月 日

【交付決定前着手が必要な理由】

※推進事業実施計画書とは、推進交付金実施要領第3の3に規定する市町村推進事業実施計画をいう。

別記様式第2号（第5条関係）

年度島根県環境保全型農業直接支払交付金等変更承認申請書

番 号
年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業の実施について、別紙のとおり計画を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕た
いので、島根県環境保全型農業直接支払交付金等交付要綱第5条に基づき申請します。

注：金額の変更のない場合は〔 〕の部分は除くこと。

※添付書類

- ・別紙様式1
- ・変更内容が確認できる書類の写し

注： 交付金交付の決定に係る内容及び経費の配分並びに変更後の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように作成するものとし、事業計画及びその内容、経費の配分及び収支予算は変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載すること。

番 号
年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名

年度島根県環境保全型農業直接支払交付金等概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、島根県環境保全型農業直接支払交付金等交付要綱第6条に基づき、下記により金 円を概算払いによって交付されたく申請します。

記

(単位：円)

交付金の名称	交付決定額	月 日 現在出来高 (%)	交付金			事業完了 予 定 年 月 日
			既受領額	今 回 請求額	残 額	
1. 環境保全型農業直接支払交付金		(%)				
2. 日本型直接支払推進交付金 (環境保全型農業直接支払交付金)		(%)				
計		(%)				

※ 交付金実施要領第8第6項に規定する様式第8号を提出していること

別記様式第4号（第7条関係）

年度島根県環境保全型農業直接支払交付金等遂行状況報告書

番 号
年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、島根県環境保全型農業直接支払交付金等交付要綱第7条に基づき、下記のとおり遂行状況を報告します。

記

区 分	計 画 (A)	事業の遂行状況			
		第3四半期までに完了した もの		第4四半期以降に実施す るもの	
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月日
環境保全型農業 直接支払交付金	円	円	%	円	
日本型直接支払 推進交付金（環境 保全型農業直接 支払交付金）					
合 計					

別記様式第5号（第8条関係）

年度島根県環境保全型農業直接支払交付金等実績報告書

番 号
年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、別紙のとおり実施したので、島根県環境保全型農業直接支払交付金等交付要綱第8条に基づき、その実績を報告します。

※添付書類

- ・別紙様式1
- ・交付金実施要領第8第4項（1）アに規定する様式第6号のうち添付様式6の写し

注： 交付金交付の決定に係る内容及び経費の配分（変更された場合は変更後の内容等）並びに実績報告の内容及び経費の配分を比較対照できるように作成するものとし、事業計画及びその内容、経費の配分及び収支予算は変更となった部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載すること。

その他																			
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

記載要

領

- 1 「交付事業名」欄には、島根県環境保全型農業直接支払交付金等交付要綱別表の区分の名称のほか、当該交付金事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付金事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越(歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。)が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書()すること。